

平成18年6月30日
経 済 産 業 省

化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質に相当する 化学物質に係る審議結果について

本日開催されました平成18年度化学物質審議会第1回安全対策部会において、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(官報公示整理番号:5-3580,5-3604、CAS No.3846-71-7)に関し、化学物質審査規制法第13条第1項に基づく輸入を禁止すべき製品について審議が行われましたのでお知らせします。

1. これまでの経緯等

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(官報公示整理番号:5-3580,5-3604、CAS No.3846-71-7)は、本年1月13日に薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会及び中央環境審議会において、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「化学物質審査規制法」という。)第2条第2項に基づく第一種特定化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られております。

第一種特定化学物質に指定されると、製造・輸入は許可制(事実上の禁止)に移行し(法第6条、第11条)、当該物質の使用についても政令で定める用途以外の用途への使用が禁止される(法第14条)とともに当該物質を使用した製品の輸入についても規制される(法第13条)こととなります。

2. 審議結果

本日開催された平成18年度化学物質審議会第1回安全対策部会において、当該物質に関し、化学物質審査規制法第13条第1項に基づく輸入を禁止すべき製品(当該物質含有製品)についての審議が行われ、以下のとおりの結果が得られました。

【第13条第1項に基づく輸入を禁止すべき当該物質含有製品について】

化学物質審査規制法第13条第2項の規定に基づき、海外における当該物質の使用の事情等を考慮した結果、以下の8品目を指定することが適当である。

- ① プラスチック樹脂成型品
- ② 特殊合板(化粧板)
- ③ ワックス
- ④ 塗料
- ⑤ 接着剤
- ⑥ 印刷・感光材料(グラビアインキ、インキリボン、印画紙添加剤、感熱フィルムラベル、昇華型熱転写記録材)
- ⑦ シーリング材、補修材
- ⑧ 芳香剤

3. 今後の対応

今後、薬事・食品衛生審議会^(注1)及び中央環境審議会^(注2)における審議も予定されております。

各審議会における審議結果を踏まえ、厚生労働省、経済産業省及び環境省は、化学物質審査規制法施行令を改正し、当該物質を第一種特定化学物質として指定するとともに、輸入を規制すべき製品の指定を行うこととしています。今後、施行令改正に向けパブリックコメント及びWTO通報の実施などを進めていきます。

(注1)薬事・食品衛生審議会:7月11日開催予定

(注2)中央環境審議会:7月4日開催予定

【参考】

「1. これまでの経緯」で記載の審議等については平成18年1月13日付けで公表しております。その際の情報につきましては以下のリンクをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/03kanri/a_top.htm

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

担当者:田中、水野

電 話:03-3501-1511(内線 3701~3)

03-3501-0605(直通)

今般、化学物質審議会安全対策部会で審議が行われた物質の概要 (参考)

(1) 名称

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール

(2) 化学物質審査規制法における扱い(現状)

当該物質は、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであることが既に判明しており、平成16年に化学物質審査規制法に基づく第一種監視化学物質に指定され、毎年度の製造・輸入量の届出制、必要な場合の有害性の調査の指示等の規制の対象となった。

平成17年11月18日に開催された3省合同審議会¹において「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある」可能性が示され、本年18年1月13日には薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会及び中央環境審議会において、当該物質を化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質として指定すべきとの結論が得られたところ。

1 平成17年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第49回審査部会及び第50回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会合同会合

(3) 製造・輸入及び使用の状況

当該物質は日本国内で年間約120トン製造され、そのうち約30トンが国内で使用されている。昨年11月18日開催の3省合同審議会の審議結果を受け、国内製造者及び輸入者は今後、製造及び輸入を行わないとの意向を示している。

当該物質は、主にプラスチック樹脂用の紫外線吸収剤として用いられている。当該物質が使用されている製品としては、プラスチック建材、自動車部品、塗料等多岐にわたっていたことが判明した。なお、いずれのケースも各樹脂内に含まれる当該物質の量は1%未満程度である。

(4) その他安全性に関する情報

これまでに実施された試験等により判明した当該物質の安全性に関する情報は以下のとおりである。なお、環境省においては、当該物質の環境中濃度の測定を進めているところである。

- これまで当該物質による人の健康被害は確認されていない。
- 本物質の急性毒性は低く、ラットに体重1kg当たり1gを単回投与しても特段の異常は見られておらず、人に対して毒性影響を生じるとは考えにくい。
- 当該物質はプラスチック樹脂等に取り込まれた状態で使用されるが、製品の中には、

通常使用の状態において水や洗剤に触れる等、当該物質の溶出の可能性が否定できない環境において用いられているものもある（浴槽等）。このため、製品サンプルの溶出試験及び安全性の評価を行った。その結果、製品からの溶出は直接暴露による人に対する健康影響は想定されないレベルであった。